











みんなで まもる・つくる・はぐくむ

こしがやの景観

越谷市景観まちづくりパンフレット

越谷市

景観とは・・・

「景観」は、景色などの眺めの対象を意味する「景」と、見るという体験によって得られる 印象や評価を意味する「観」から成っています。景観には、気候や地形などの風土や、その地 域での人々の暮らしによって生まれた歴史や文化などが表れています。

景観は、見るもの、季節や時間、見るところなどによって変わります。





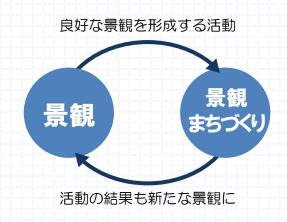


地域の自然や歴史、暮らしの中で育まれてきた個性ある景観を大切にすることは、地域らしさをつくり、生活空間にうるおいや安らぎなどを与え、都市の魅力を創出します。また、地域振興や活性化を促進するほか、都市に対する市民の誇りと愛着を生み、地域のコミュニティの強化につながると期待されます。

景観まちづくりとは・・・

良好な景観を形成するための活動(維持・継承・改善など)のことです。活動によって、自分たちのまちの景観の魅力を楽しむことができるほか、良好な景観を貴重な資産として次世代に残していくことにもつながります。









みつけよう! 越谷らしい景観

河川、住宅、田園風景、レイクタウン…越谷らしい景観とは、どのような景観でしょうか? まちを歩いて越谷ならではの場所や要素をみつけ、季節を感じ、景観の多様さを味わってみ ましょう。



①「水郷こしがや」を特徴付ける 河川・用水の風景



②あざやかに広がる緑の水田 (恩間新田)



③豊かな緑と水辺の景観を形成 している大吉調節池



④シンボルとなる建物がある駅前 (北越谷駅東口)



5風情のある歴史的な建築物 (旧日光街道)



6桜の名所のひとつになっている 県民健康福祉村



(レイクタウン美環の杜)



⑦道路際にたくさんの緑がある住宅街 ⑧多くの人でにぎわい、様々な活動が 行われているレイクタウンの風景

越谷市景観計画

越谷らしい景観をまもり、つくり、はぐくむため、市では越谷市景観計画を策定しています。 景観計画においては、景観形成の目標及び基本方針に基づき、景観形成方針を定めています。

景観形成の目標

新しい魅力と歴史ある水郷こしがやの景観づくり

景観形成の基本方針



1 水郷こしがやを特徴づける水と緑の景観づくり

本市の景観の特徴である豊かな自然を守り、活かし、自然と共生することができる新たな水郷こしがやの 景観の形成を目指します。



2 広がりを活かした景観づくり

広々とした田園景観や遠景などを活かした景観の形成を目指します。



3 越谷の歴史と文化を活かし継承する景観づくり

歴史を感じさせる街並みや社寺などを守り、活かし 長い時間の中で育まれていく 景観の形成を目指します。



4 快適に住み続けられる景観づくり

地域の個性を大切にし、人間性豊かで快適性に 配慮した景観の形成を目指します。



5 みんなで創り育てる景観づくり

市民や事業者が景観づくりの主体として取り組み、協働によって進めていくことを目指します。



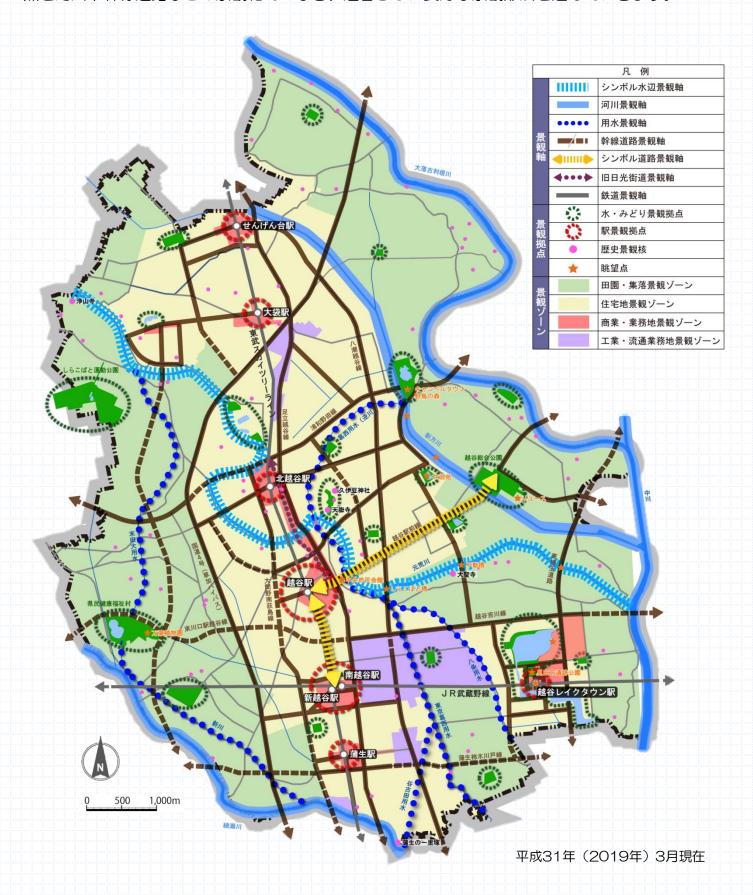




景観形成方針図

景観形成方針図は、左記の目標や基本方針に基づき、景観を形成する要素を類型別に「景観軸」「景観拠点」「景観ゾーン」として整理し、図示したものです。

景観ゾーンごとに地域の特色にあった景観形成の基準を定め、駅や調節池、公園などの景観拠点を河川や幹線道路などの景観軸でつなぎ、越谷らしい良好な景観形成を進めていきます。



景観形成の主体と役割

良好な景観は、ある一部の人々のものではなく、多くの市民が共有できる越谷らしい景観とし てつくっていくことが目標です。そのためには、市、市民や事業者などが景観形成の主体であるこ とを認識し、それぞれの責任を果たすとともに、各主体の協働によって取り組む必要があります。

特に、景観まちづくりにおいては、地域での身近な活動が良好な景観形成の原動力となります。 市民や事業者が主体となった景観まちづくりを、市は様々な形で支援いたします。

- こしがや景観資源 候補の応募
- ・ 地域における景観 まちづくりを推進

市民

連携・協働

・地域における景観 まちづくりを推進 事業者

• 良好な景観形成へ の配慮

など

など

市

- ・市民の景観まちづくりの支援
- ・公共施設における景観の配慮 など



)市民の皆様が主体となる景観まちづくり

こしがや景観資源(優れた身近な景観を登録できます)

市では、越谷らしい景観として、皆様に 親しまれている景観の要素や眺めなどの資 源を募集しています。応募された景観資源 の候補は、選定を経て「こしがや景観資 源」として登録することができます。

登録された景観資源は、広く周知を図る とともに、良好な景観の形成のために活用 していきます。

選定・登録の流れ

市民からの応募



候補の抽出(選定)

時期の目安

•••通年※

※7月頃までの応募を その年度の登録候補 としています

・・・8~12月頃



・・・1~2月頃

登録された景観資源の例



元荒川沿いの桜並木 (登録番号:樹木 第3号)



不動橋こいのぼりフェスティバル (登録番号:活動第1号)



越谷市民球場と水田 (登録番号: 眺望 第3号)

地域における景観まちづくりを推進するための制度

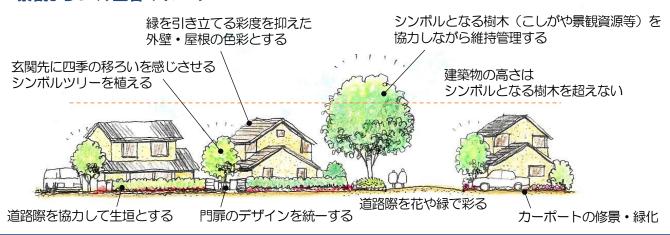
地域の景観まちづくりを推進するための制度を紹介します。市民、事業者の活動の段階や、将来 像に応じて、各制度の活用にご協力ください。

景観まちづくりの推進のための制度 地域における自主的な取り組み 市による運用 指定の提案 NPO法人など※ 景観まちづくり地区 (行為制限あり) 建築協定締結区域 景観 市民など まちづくり宣言 景観協定締結区域 指定の提案 景観まちづくり団体 ※景観の保全・整備について一定の能力を有する公益法人やNPO法人を、景観法に基づく「景観整備機構」として市が指 定する制度もあります。景観整備機構は、景観まちづくり活動を支援・促進するための主体となることが期待されます。

景観まちづくり宣言

地域の景観まちづくりに貢献するための具体的な活動を、市長が「景観まちづくり宣言」として認定します。景観まちづくり宣言は、「景観まちづくり団体」「景観協定制度」「景観まちづくり地区」の活動につながっていくものになります。





景観まちづくり団体

一定のまとまりのある地区において、身近な景観まちづくりを推進する団体を景観条例に基づく「景観まちづくり団体」として市長が認定します。

景観協定制度

土地所有者などの 全員の合意によって、 地域住民みずからが 地域の実情に応じた きめ細やかなルール (景観法に基づく) を取り決めることが できます。

日知地ウの主の



ことのは越ヶ谷景観協定 (越ヶ谷三丁目)

景観まちづくり地区

住民などによる自主的な 景観まちづくりをより実現性 の高いものへ移行したい場合 に「景観まちづくり地区」を 指定することができます。

指定により、区域内の行 為について市が審査を行い ます。

弱の強さの強さの強さの強な

● 事業者や、これから建築等をお考えの皆様へ

景観法・景観条例に基づく手続きをしましょう

越谷市は、市内全域が景観計画区域となっています。そのため、建築等の行為(新築だけでなく、大規模修繕なども含みます)を行う場合には、景観計画に基づき良好な景観形成に配慮してください。

また、対象となる行為が一定規模を超えた場合、行為着手の前に景 観法に基づく届出や、景観条例に基づく事前協議などの手続きが必要 になります。詳細については都市計画課にお問い合わせください。



● 景観まちづくりに関する市の取り組み

市民の景観まちづくりの支援

市では、市民の身近な景観まちづくりの取り組みや活動の支援 に努めています。

景観に関する事業や施策、各種制度などを詳しく知りたいというご要望がありましたら、「出張講座」として市の職員が地域の集会や団体の会議などにお伺いし、わかりやすく説明いたしますので、お気軽にご相談ください。



公共施設の景観形成

「良好な景観づくりに役立つ公共事業」は、市民から景観行政 に望まれていることのひとつです。市では、景観形成に配慮した 公共施設の整備を推進するために、以下のような取組みなどを実 施しています。

≪庁内での景観協議≫

・関係各課で組織された「都市デザイン協議会」の中で、公共 施設の景観形成に関する調査・研究、調整等を行っています。

≪公共施設整備に関する協議≫

・公共施設を整備する際には、建築物や施設の色彩など、景観 に関する協議を行っています。

≪専門家による景観形成≫

大規模な施設を整備する際などには、公共施設の景観形成について、専門家の意見を聞いたうえで計画を行っています。





景観に配慮した色彩により、 母屋と門扉の色を塗り替えた事例

【問い合せ先】



越谷市 都市整備部 都市計画課 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

電話:048-963-9221(直通)

発行: 平成31年(2019年)3月